

渡島信金労組中原委員長の不当な昇格差別 不利益扱い是正の闘いを勝利させる支援決議

2010年12月8日、渡島信金労組は、27年以上にわたり、組合三役を務めてきた中原委員長に対する、不当な昇格差別などによる不利益扱い是正のため、北海道労働委員会に不当労働行為救済の申立をしました。

渡島信金において、高卒者は勤続8年26歳までに自動昇格で事務職C級となり、その後は、経営者の人事考課・裁量により昇進・昇格します。

現在、中原委員長は、約30年間、事務職C級から昇格していません。

この事は、大半の職員が勤続20歳台後半までに管理職D級・代理職以上に昇格している現状からすれば、組合三役への昇格差別であることは明らかです。

今年4月25日の第8回調査の席上、労働委員会が示していた和解案に対して、渡島信金は「金銭解決も昇格内容ともに一切和解は出来ない」と回答、道労委は、8月中旬頃には命令交付の予定と表明していました。

しかし、延期連絡の中で救済命令の交付は早くとも9月末、または10月初旬以降であるとの状況となっています。

私たちは、これまで渡島信金労組の北海道労働委員会でのたたかいを通じて、審問への傍聴、6月8日には本店のある森町での要請・宣伝行動、などを取り組みました。

現在、緊急に、公正な命令をもとめる団体署名を9月21日まで取り組んでおります。

渡島信金労組では、平成9年からの組合つぶし、加藤副委員長の不当解雇、星野書記長の不当配転、降格・減給、就業規則の不利益変更など、10年以上にわたり労働委員会、裁判が続いてきました。

私たちは、この組合役員への不当な差別是正めざすとともに、渡島信金労組、中原委員長の闘いを勝利させるために、財政支援を含めた諸取り組みを、全力をあげて支援していきます。

以上、決議します。

2012年9月16日

金融労連第7回定期全国大会